

社会福祉法人藤崎台童園定款施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人藤崎台童園（以下「法人」という。）定款第44条の規定により法人の運営管理及び業務執行の細部について、必要な事項を定めるものである。

第2章 評議員会

(理事及び監事の出席)

第2条 議題、議案を説明する理事は、評議員会に出席しなければならない。

- 2 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。また、監事は、必要があると認めるときは、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 3 評議員会は、必要があると認めるときは、前2項に定める以外の者の出席を求め、その意見又は説明等を聴取することができる。

(招集の手続)

第3条 理事長は、評議員会を招集する場合には、理事会の決議によって、次の事項を定めなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
 - (2) 評議員会の目的である事項
 - (3) 評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く）の概要
- 2 評議員会の招集通知は、評議員会の日の1週間前までに、各評議員に対して書面で発出する。
 - 3 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して評議員会を開催することができる。
 - 4 理事長は、評議員から評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して評議員会の招集の請求を受けたときは、遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
 - 5 前項の招集を請求した評議員は、次の場合には、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の開催日とする招集の通知が発せられない場合
- 6 前項の規定により評議員が評議員会を招集する場合には、当該評議員が第1項各号に掲げる事項を定めなければならない。

(評議員の議題及び議案提案権)

第4条 評議員は、評議員会において、評議員会の目的である事項及びその事項の範囲内で議案を提出することができる。

- 2 前項の場合において、評議員は、理事に対し、評議員会の日の4週間までに、評議員会の目的である事項及び議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる。

(評議員会の決議)

第5条 評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできない。

- 2 議決権については、各評議員が出席して決議するものとし、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使はできない。但し、Web会議、テレビ会議等により出席者が一堂に会するのと同等の相互に議論を行うことができる環境が確保できる場合は、この限りではない。
- 3 出席評議員の過半数をもって決議する場合の議長の議決権は行使できない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(評議員会決議の省略)

第6条 理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により、評議員会の決議があった場合には、評議員の全員から同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(理事等の説明義務)

第7条 理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合及び法令に定める正当な理由がある場合は、この限りでない。

- 2 前項の法令に定める正当な理由がある場合とは、次の各号に該当する場合とする。
- (1) 当該事項について説明をするため調査を必要とする場合（次に掲げる場合を除く。）
 - (ア) 当該評議員が当該事項について説明を求める旨を法人に通知したのが、評議員会の日より相当の期間前である場合
 - (イ) 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 - (2) 当該事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合
 - (3) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、当該事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

（議事録）

第8条 評議員会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 評議員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

(1) 通常の評議員会の事項

- ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき
 - イ 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき
 - ウ 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - エ 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事の氏名又は名称
- ⑥ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名
- ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(2) 評議員会の決議の省略の場合の事項

- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした者の氏名

- ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (3) 評議員会への報告の省略の場合の事項
- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- 3 評議員会の議事録は、当該評議員会の日から 10 年間、法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第3章 理事会

(理事会の開催)

第9条 理事会は、次の事項の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が、理事会を招集したとき。
- (4) 監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が、理事会を招集したとき。

(招集の手続き)

第10条 理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間前までに、理事及び監事の全員に通知をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある場合は、招集の手続を省略して、理事会を開催することができる。

(理事会の決議)

第11条 理事会の決議にあたり、当該決議事項と特別の利害関係を有する理事がいる場合は、あらかじめ届け出なければならない。

2 議決権については、各理事が出席して決議するものとし、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使はできない。但し、Web会議、テレビ会議等により出席者が一堂に会するのと同等の相互に議論を行うことが

できる環境が確保できる場合は、この限りではない。

- 3 出席理事の過半数をもって決議する場合の議長の議決権は行使できない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会決議の省略)

第12条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ、監事も当該提案に異議を述べないときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の規定により、理事会の決議があった場合には、理事及び監事の全員から同意する旨を書面又は電磁的方法により受理し、記録しなければならない。

(理事会報告の省略)

第13条 理事、監事が理事、監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を省略することができる。ただし、理事長及び業務執行理事による自己の職務の執行状況についての報告は省略することができない。

(理事による利益相反取引等の制限)

第14条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするとき。
 - (3) 法人が理事の債務を保証することその他、理事以外の者との間において、法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合には、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
 - (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
 - 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合には、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第15条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(議事録)

第16条 理事会の議事録は、書面をもって作成するものとする。

2 理事会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

(1) 通常の場合の事項

- ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - ア 理事の請求を受けて招集されたもの
 - イ 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - ウ 監事の請求を受けて招集されたもの
 - エ 監事が招集したもの
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - イ 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - ウ 理事会で述べられた監事の意見
- ⑥ 理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
- ⑦ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

(2) 理事会の決議の省略の場合の事項

- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
- ② ①の事項の提案をした理事の氏名
- ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
- ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(3) 理事会への報告の省略の場合の事項

- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- ② 理事会への報告を要しないとされた日
- ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

3 理事会の議事録は、当該理事会の日から10年間、法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

第4章 監事

（監事の職務及び権限）

- 第17条 監事は、理事会に出席しなければならない。また、監事は、必要があると認めるときは、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 2 監事は、理事が不正の行為をしたとき若しくは不正の行為をする恐れがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、その旨を理事会に報告しなければならない。
- 3 前項の場合において、監事は、理事に対し理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査しなければならず、その調査において、法令若しくは定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない。

（監事の調査権）

- 第18条 監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該法人の職員に対し、事業の報告を求め、又は、法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事の行為の差止め請求）

- 第19条 監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為若しくは法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為により法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

（監事の選任議案）

- 第20条 理事は、監事の選任に関する議案を評議員会に提出するには、監事の過半数の同意を得なければならない。

第5章 その他

（計算書類等の作成）

- 第21条 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びにこ

これらの附属明細書を作成しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第22条 法人は、計算書類等（各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告）を、定時評議員会の日から2週間前の日から5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

(財産目録等の備置き)

第23条 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成し、当該書類を5年間、その主たる事務所に備え置かなければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿）
- (3) 報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書類

(所轄庁への届出)

第24条 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、前条及び前前条に定める書類を所轄庁に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第25条 法人の評議員、役員（以下「役員等」という。）及び役員等であった者は、業務上知り得た情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

(改正)

第26条 この細則を改正しようとするときは、理事会の決議をもって行う。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

改正後のこの細則は、令和4年4月1日から施行する。